

# 主催旅行契約条件書

この旅行は、株式会社ジェイティーピー（国土交通大臣登録旅行業第 64 号、日本旅行業協会正会員、東京都品川区東品川 2 - 3 - 11）（以下「当社」といいます。）が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款主催旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

## 旅行のお申込と契約の成立時期

当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、所定の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし申込金を受領したときに成立するものといたします。電話、郵便及びファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付ける場合には、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、お申し込みはなかったものとして取り扱います。旅行契約は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。

## 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の 2 週間前～7 日前にはお渡しするよう努力します）

## 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただけます

## 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃  
旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所）  
旅行日程に明示した観光料金（バス料金・ガイド料金・入場料）  
旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金  
（2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。）  
旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金  
航空機による手荷物の運搬料金お 1 人様スーツケース 1 個の手荷物運搬料金  
現地での手荷物の運搬料金  
添乗員同行コースの同行費用  
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 旅行代金に含まれないもの

超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）  
クリーニング代、電軸電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料  
渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）  
ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金  
日本国内の空港施設使用料  
日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費  
旅行日程中の空港税等（日本国内通行税を含む）

## 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後に、旅行代金を変更する場合があります。その場合の詳細については別途条件書によります

## 旅行契約の解除・払い戻し

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は申し込み店の営業時間内にお受けします。

| 契約解除の日                       | 取消料         |
|------------------------------|-------------|
| 旅行開始日の前日よりさかのぼって 30 日前～ 3 日前 | 旅行代金の 20 %  |
| 旅行開始日の前々日・前日・当日              | 旅行代金の 50 %  |
| 旅行開始後・無連絡不参加                 | 旅行代金の 100 % |

## 当社の責任

当社は主催旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といいます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害を賠償致します。手荷物について生じた損害につきましては、お客様からの損害賠償期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）といたします。

## 特別補償

当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社総額特別補償規定により、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被らされた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金及び入院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。詳細は、別途条件書によります。

**お客様の責任** お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 旅程保証

当社は、契約内容の重要な変更が生じた場合は、変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。詳細は、別途条件書に記載しております。

企画に関するお問い合わせは

**株式会社 アシュ計画事務所**

〒540-0037

大阪市中央区内平野町 2-1-9 シグナスビル 7 F

TEL : 06-6943-6045

FAX : 06-6943-6046

旅行に関する問い合わせは

JTB 特定パートナー店(受託販売)

**株式会社トラベルクラフト**

〒460-0003

名古屋市中区錦 3 - 23 - 31 栄町ビル

TEL:052-971-6371

FAX 052-971-6511

一般旅行業取扱主任者 柴岡正幸